新(平成29年10月20日農林水産省告示第1575号)

(煮干魚類の規格)

第3条 煮干魚類の規格は、次のとおりとする。

区	分		分	基		準			
				Ŀ	級	標	準		
(略)			· ·						
きょ	う	雑	物	(略)					
(略)									
水			分	(略)					
原	材		料	(略)					
添	加		物	1 国際連合食糧	農業機関及び世界	保健機関合同の食品	品規格委員会が定め		
				た食品添加物に	関する一般規格((CODEX STAN 192-199	95, Rev. 7-2006) 3. 2		
				の規定に適合す	るものであって、	かつ、その使用条件	牛は同規格3.3の規		
				定に適合している	<u>ること。</u>				
				2 使用量が正確し	に記録され、かつ、	、その記録が保管さ	られているものであ		
				<u>ること。</u>					
				3 1の規定に適2	合している旨の情	報が、一般消費者に	こ次のいずれかの方		
				法により伝達され	れるものであるこ	と。ただし、業務用	月の製品に使用する		
				場合にあっては、	、この限りでない。	<u> </u>			
				(<u>1</u>) インターネ	ットを利用し公衆の	の閲覧に供する方法	<u> </u>		
				(2) 冊子、リー:	フレットその他の-	一般消費者の目につ	oきやすいものに表		
				示する方法					
				(3) 店舗内の一角	般消費者の目につ	きやすい場所に表示	ミする方法		
				(4) 製品に問合せ窓口を明記の上、一般消費者からの求めに応じて当該					
				一般消費者に	伝達する方法				
(削る。)			(削る。)		(削る。)			
内	容		量	(略)					

(測定方法)

第4条 前条の規格における水分及び粗脂肪分の測定方法は次のとおりとする。

	事	項		測	定	方	法	
Ī	水	分	1 試料	の調製				
			試料	を粉砕器等で	粉砕し、 <u>日本コ</u>	工業規格Z 8801	-1 (2006)	(以下「 <u>J</u>
			<u>IS Z 8</u>	<u>801-1</u> 」とい	う。) に規定す	「る目開き850μ	mの試験用る	っるいを通
			過した	ものを試験試	料とする。			
			2 測定					

(煮干魚類の規格)

第3条 煮干魚類の規格は、次のとおりとする。

区	分			基		準		
				上	級	標		準
(略)								
きょ	う	雑り	勿	(略)		同左		
(略)								
水		5	宁	(略)		同左		
原	材)	料	(略)		同左		
添	加	ţ	物		クストコフェロー			
				<u>ルに限る。)以外</u>	のものを使用して			
				いないこと。				
異		Į.	物	混入していないこ	. と。	同左		
内	容		量	(略)		同左		

旧

(測定方法)

第4条 前条の規格における水分及び粗脂肪分の測定方法は次のとおりとする。

事	項		測	定	方	法	
水	分	1	試料の調製				
			試料を粉砕器等で	粉砕し、 <u>日本</u>	工業規格 Z 8801·	-1 (2006)	(以下「
		_	J I S Z 8801-1 J &	という。) に	規定する目開き8	50μmの試験	用ふるい
		7	を通過したものを試	験試料とする	0		
		2	測定				

(1) アルミニウム製ひよう量皿(下径直径50mm以上、高さ25mm以上のもので蓋を持つもの。以下「ひよう量皿」という。)を用いる場合アあらかじめ105℃に設定した定温乾燥器(105℃に設定した場合の温度調節精度が±2℃であるもの。以下「乾燥器」という。)に蓋を開けた状態のひょう量皿を入れ、乾燥器の表示温度で庫内温度が105℃であることを確認した後、1時間加熱する。乾燥器内でひょう量皿に蓋をし、デシケーター(日本工業規格R 3503 (2007) [以下「JIS R 3503」という。)に規定するもの。以下同じ。)に移し替え、室温になるまで放冷した後、直ちに重量を0.1mgの桁まで測定する。この操作を繰り返し、恒量を求める。イ〜エ (略) (2) アルミニウム箔カップ(直径約15cmの円形に切り取ったアルミニウム箔をJIS R 3503に規定する100ml容ピーカーでカップ型に成形したもの又は下径直径50mm以上のもので、上部を折り曲げて密閉が可能な大きさのもの)を用いる場合ア〜エ (略) 3 (略) 相 脂 肪 分 1 試料の調製 試料を粉砕器等で粉砕し、JIS Z 8801-1 に規定する目開き850μmの試験用ふるいを通過したものを試験試料とする。 2 脂肪の抽出 (1)・(2) (略) (3) (1)の抽出用フラスコにジエチルエーテル約150mlを入れ、(2)の円筒 ろ紙を入れたソックスレー抽出器(JIS R 3503に規定するもの又は同等のもの)の抽出管を連結し、冷却管を付して、ジエチルエーテルが毎秒5~66歳の速さで滴下するように恒温水槽の温度を調整して4時間抽出する。 (4) (略) 3 (略) (削る。) 注1・注2 (略)	(1) アルミニウム製ひょう量皿 (下径直径50mm以上、高さ25mm以上のもので蓋を持つもの。以下「ひょう量皿」という。)を用いる場合アあらかじめ105℃に設定した定温乾燥器 (105℃に設定した場合の温度調節精度が±2℃であるもの。以下「乾燥器」という。)に蓋を開けた状態のひょう量皿を入れ、乾燥器の表示温度で庫内温度が105℃であることを確認した後、1時間加熱する。乾燥器内でひょう量皿に蓋をし、デシケーター (日本工業規格R3503 (1994) (以下「JISR3503」という。)に規定する呼び寸法240mm又は300mmのものであり、かつ、日本工業規格R801 (2009)に規定するもの。以下同じ。)に移し替え、窒温になるまで放冷した後、直ちに重量を0.1mgの桁まで測定する。この操作を繰り返し、恒量を求める。イ〜エ (略) (2) アルミニウム箔かりで、この地質であったアルミニウム箔をJISR3503に規定する100mm祭ビーカーでカップ型に成形したもの又は下径直径50mm以上のもので、上部を折り曲げて密閉が可能な大きさのもの)を用いる場合ア〜エ (略) 3 (略) 1 試料の調製 試料を粉砕器等で粉砕し、JISZ8801-1に規定する目開き850μmの試験用ふるいを通過したものを試験試料とする。 2 脂肪の抽出 (1)・(2) (略) (3) (1)の抽出用フラスコにジエチルエーテル約150mlを入れ、(2)の円筒ろ紙を入れたソックスレー抽出器の抽出管を連結し、冷却管を付して、ジエチルエーテルが毎秒5~6滴の速さで滴下するように恒温水槽の温度を調整して4時間抽出する。 (4) (略) 3 (略) 注1:試験に用いるソックスレー抽出器は、JISR3503に規定するもの又は同等のものとする。注2・注3 (略)
---	---